

# 無電柱化（電線地中化）で価値創造

## アース建設コンサルタント株式会社

NPO法人「電線のない街づくり支援ネットワーク」会員



電柱のない美しい街並み 国土交通省HPより

## 無電柱化はなぜ必要か

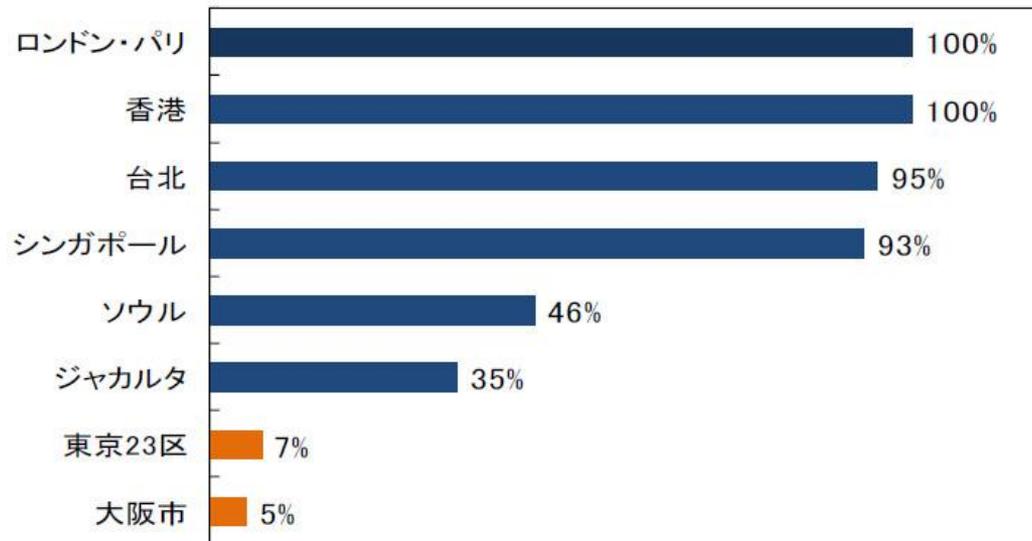
電線や電柱についての様々な問題があります。電線が多くて景観が悪い、電柱が障害物となり通行し難い、災害時電柱の倒壊、電線の垂れ下がりで危険など。無電柱化でこれらの問題が解決します。

- 街並み、景観の向上。電線が眺望を阻害していませんか。電線類の地中化で美しい街並みが形成されます。住宅地の資産価値が向上します。
- 利便性の向上。電柱が通行の妨げになっていませんか。安全で快適な通行空間を確保されます。電柱は有効幅員を減少させています。ベビーカーや車いすの人にも安全で利用しやすくなります。
- 防災の向上 災害時、電柱の倒壊、垂れ下がった電線は救援活動を妨げます。台風や地震などの災害時に電柱が倒れたり、電線が垂れ下がったりすると危険でしかも緊急車両の通行の妨げになります。阪神・淡路大震災では76%の電柱が倒壊しました。



## 日本の電柱の現状

- 総電柱本数 2008年 約3,525万本 2012年 約3,557万本  
4年間で27万本 年約7万本増加(毎日約190本)  
増加の理由は大部分が新規宅地分譲  
東京電力管内の増加数は年約1.5万本
- 無電柱化達成率 約2% 先進各国に比して大きく遅れ。



- 無電柱化整備延長 2009年以降 年平均260km 全国道総延長の0,02%

## 無電柱化推進の動き

国土交通省が無電柱化推進 H28年4月1日よりの施策

- ・緊急輸送道路を対象に電柱の新設を禁止する措置(道路法第37条)  
緊急輸送道路において電柱の新設を禁止  
・・・H28年4月1日から直轄国道(約2万km)において開始
- ・埋設基準の改定  
H28年4月1日より、電線類を従前の基準より浅く埋設するため「電線等の埋設に関する設置基準」を緩和。交通量の少ない生活道路で道路の舗装厚さが50cmの場合、電線の頂部と路面との距離は、これまでの80cmから最大35cmまで浅くすることが可能 → 浅層埋設など低コスト化

- ・国会で超党派無電柱化促進議員連盟が11月9日に設立、無電柱化促進法案の設立に大きく前進→ 2016年12月9日「無電柱化の推進に関する法律案」成立
- ・無電柱化を推進する市区町村の会の活発化、全国282市区町村長が参加
- ・無電柱化推進議員の中心だった小池さんが東京都知事に就任  
電線の地中化が東京都の正式な政策となった。

## 無電柱化の課題

- ◆ 地元の合意形成
- ◆ 地中化のコスト
- ◆ 長引く事業期間

## 宮崎の無電柱化例（国土交通省九州地方整備局HPより）

市道上野町通線（宮崎県宮崎市橘通西1丁目）

歩道を設置し、安全で快適な通行空間を確保して、中心市街地における歩行者等の回遊性を高めています。



整備前



整備後

## 無電柱化の計画～施工まで(戸建て住宅地の場合)

- ①無電柱化(電線地中化)の検討
- ②各種団体との協議と工事費の積算  
行政、各電線事業者(電気、電話、ケーブルテレビ、有線など)との協議、  
無電柱化総合図面と工事費、各電線事業者への負担金を積算
- ③都市計画法32条協議において無電柱化の申請
- ④開発許可申請
- ⑤関係者間における協定書の作成と締結
- ⑥工事の施工  
水道ガスなどの各業者と全体工程打ち合わせ  
工事着工・・・ハンドホール設置、管路の配管、照明基礎の設置、その他付帯業務  
工事完成書類作成  
工事完了引き渡し
- ⑦無電柱化(電線地中化)完成



アース建設コンサルタントは、設計だけでなくトータルで対応致します。

アース建設コンサルタントは、無電柱化課題が比較的解決しやすい民間住宅地の開発を推進します。  
無電柱化で住宅地の価値創造が図れます。

## 弊社提携会社の住宅地施行例



電線のある街並みと比べて下さい。地中化や景観により資産価値が4～9%が向上するという調査結果もあります。

アース建設コンサルタントは、30年にわたる建設コンサルタントで培ったノウハウをベースに無電柱化街づくりの総合コンサルタントとしてサービスを提供します。まずはご相談下さい。

弊社は、無電柱化事業の実績が多数ある「株式会社ジオリゾーム」、「NPO法人電線のないまちづくり支援ネットワーク」と提携してワンストップで対応します。

美しい日本の空を取りもどしましょう。

## アース建設コンサルタント株式会社

〒880-0861

宮崎県宮崎市出来島町29-7

TEL:0985-27-2721 FAX:0985-31-8653

## 参考資料 「無電柱化の推進に関する法律案」 抜粋

平成28年12月16日 公布/ 施行

### (目的)

第一条 この法律は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化(電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱(鉄道及び軌道の電柱を除く。以下同じ。))又は電線(電柱によって支持されるものに限る。第十三条を除き、以下同じ。)の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。以下同じ。)の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに無電柱化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

### (電柱又は電線の設置の抑制及び撤去)

第十二条 関係事業者は、社会資本整備重点計画法(平成十五年法律第二十号)第二条第二項第一号に掲げる事業(道路の維持に関するものを除く。)、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにするとともに、当該場合において、現に設置し及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去するものとする。